

事業概要、支援状況等

番号	関係機関・団体名	業 務 内 容 等
1	秋田保護観察所	法令、通達等に基づき、保護観察所内に専任の保護観察官及び保護司を配置し、以下の被害者等支援施策を実施している。 ・ 意見等聴取制度（矯正施設収容中の加害者の仮釈放や仮退院等について、地方更正保護委員会の囑託により、被害者やその御家族の方などの意見等の陳述を援助する。） ・ 心情等聴取・伝達制度（保護観察中の加害者に対する心情、意見、被害弁償等について、被害者の方やその御家族の方などから聴取し、御希望に応じて加害者に伝達する。） ・ 被害者等通知制度（保護観察中の加害者の処遇状況等について、被害者の方やその御家族の方などへ通知する。） ・ 相談・支援（犯罪被害に遭われた方からの相談等を随時受け付けて、必要に応じて支援や助言等を行っている。）
2	秋田地方検察庁	被害者の方が検察庁へ気軽に被害相談や事件に関する問合せを行えるように、専用電話として「被害者ホットライン」を設けている。 相談の内容をお聞きした上で、被害者の方々の要望に応じた情報の提供や助言、必要な問合せ先の紹介等を行っている。
3	秋田県政策企画部国際課	当課は、「外国人が犯罪被害者となった場合」を想定し会員となっている。 「外国人相談センター」という相談窓口を、公益財団法人秋田県国際交流協会に委託し、設置している。 相談したら解決できる、支援が受けられるというわけではなく、関係機関へつなぐ役割を担っている。
4	秋田県人口戦略部男女共同参画推進課	秋田県中央男女共同参画センターに、「男女共同参画相談室（ハーモニー相談室）」を設置し、相談を受け付けている。当相談室は、配偶者暴力相談支援センターとして指定されている。
5	秋田県子ども・女性・障害者相談センター	夫婦関係や家庭の問題など、日常生活で問題を抱えている女性からの来所、電話、Eメール等に

		よる相談に応じ、問題解決に向けて必要な情報提供や援助を行っている。 また、必要と認められるときは、本人の意向を確認した上で一時保護を実施し、支援対象者の心身の安全・安定を図り、日常生活上の援助や問題解決に向けた支援を行っている。
6	秋田県生活環境部県民生活課	・ あきた性暴力被害者サポートセンター（ほととハートあきた）の設置運営（秋田被害者支援センターへの委託事業） ・ 秋田県犯罪被害者等支援基本計画の策定 ・ 犯罪被害者と支援に係る相談を受け付ける総合的対応窓口を開設 ・ 総合的対応窓口担当者の犯罪被害者等への理解と支援に必要な知識等の習得、資質の向上を図るため、総合的対応窓口研修会を開催 ・ 犯罪被害者等への理解と支援の必要性について、県民の関心と理解を促進するため、「犯罪被害を考える日」や犯罪被害者週間「県民のつどい」を開催
7	秋田県産業労働部雇用労働政策課	県Webサイトに犯罪等の被害回復に向けた休暇制度の概要を掲載し、企業等への周知に努めている。 また、県Webサイト等で個別労働紛争解決制度を周知するとともに、雇用労働政策課に設置している労働相談窓口において、関係機関と連携して、犯罪被害者等と事業主間で生じた労働相談の問題解決を図ることとしている。
8	一般社団法人 秋田県医師会	被害者支援に特化した相談窓口は開設していないが、県民からの健康相談への対応をしているため、被害者の方から相談があった場合は対応可能である。
9	特定非営利活動法人 秋田いのちの電話	被害者支援という枠組みではなく、心の悩みと死にたい気持ちの相談を電話でうけつけている。
10	秋田県産婦人科医会	令和8年4月12日秋田県産婦人科学会・産婦人科医会の理事会において、「あきた性暴力被害者サポートセンター」について、質問意見があった。「このセンターでは、電話対応が平日の10～19時までで、不十分ではないか、改善を求めるべきではないか」との意見であった。これに対し常任理事か

		らは、「センターは開所以来、産婦人科医へ付き添いの実績はなく、ただの電話相談室である。秋田県鈴木知事にも改善を求めたが、いまだ実効性がない。」との説明があった。 以上をふまえて、秋田県産婦人科医会総会での事業計画として、「全国都道府県と比し、秋田県の性被害ワンストップセンターはほぼ電話対応のみで産婦人科へ付き添うことは皆無であるため、組織の抜本的改善を秋田県へ求めていく。」が盛り込まれた。 今後は、秋田県医師会とも協力し、県議会国会議員へお願いをしていくつもりである。
11	秋田県公認心理師・臨床心理士協会	相談窓口は設置していないが、個々が所属している機関でそれぞれの会員が対応している。 1年に1回、会員向けの研修を企画し、実施している。被害者支援に関連することや、その関連分野（加害者臨床など）に関する研修も過去に実施している。 研究部会会議（交通事故問題研究部会、少年問題研究部会）、被害者支援機関等連絡協議会、あきた性暴力被害者サポートセンター会議に福祉領域の会員が参加している。 秋田被害者支援センターへのカウンセラーの登録。会員に登録を勧めている。
12	日本司法支援センター秋田地方事務所（法テラス秋田）	・ 犯罪被害者支援ダイヤル（0120-079714）を設置し、犯罪被害者支援に関する制度や情報の紹介をしている。 ・ 弁護士による相談・支援が必要な場合には、個々の状況に応じ、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介している。 ・ DV、ストーカー、児童虐待の被害を受けている方に対し、資力にかかわらず、弁護士による法律相談を実施している。 ・ 被害者参加人のための国選弁護制度、被害者参加旅費等支給制度を行っている。 ・ 損害賠償請求など民事・家事及び行政に関する手続き等について、無料法律相談や弁護士費用等の立替え（民事法律扶助制度）を行っている。 ・ 日弁連委託援助制度（犯罪被害者法律援助・子どもに対する法律援助）を行っている。 ・ 犯罪被害者等法律援助（令和8年1月13日運

		用開始)を実施している。
13	秋田県中央男女共同参画センター	ハーモニー相談室という相談窓口を開設し、DV被害やセクハラ等の相談を受け付けている。主に女性を対象としているが、男性や男性相談員による男性相談も行っている。
14	秋田弁護士会	秋田弁護士会内に犯罪被害者支援センターを設置し、犯罪被害者からの相談を初回無料で受け付けている。 また、秋田県警察本部・秋田地方検察庁と連携し、各庁において弁護士による相談が必要であると判断した事案について弁護士会に情報提供をいただき、弁護士会で相談担当者を選定して早期相談実施につなぐ取り組みを実施している。